

**習志野市教育委員会会議録**  
(平成28年第4回定例会)

- 1 期 日 平成28年4月27日(水)  
サンロード6階大会議室  
開会時刻 午後1時30分  
閉会時刻 午後3時15分
- 2 出席委員
- |  |       |     |     |
|--|-------|-----|-----|
|  | 委 員 長 | 原 田 | 孝   |
|  | 委 員   | 梓 澤 | キヨ子 |
|  | 委 員   | 貞 廣 | 齋 子 |
|  | 委 員   | 古 本 | 敬 明 |
|  | 委 員   | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- |            |     |     |   |
|------------|-----|-----|---|
| 学校教育部長     | 櫻 井 | 健 之 | 之 |
| 生涯学習部長     | 井 澤 | 修 美 | 美 |
| 学校教育部次長    | 小 熊 | 隆   | 隆 |
| 生涯学習部次長    | 齊 藤 | 勝 雄 | 雄 |
| 学校教育部副参事   | 竹 田 | 佳 司 | 司 |
| 教育総務課長     | 小野寺 | 良 夫 | 夫 |
| 学校教育課長     | 高 橋 | 孝 志 | 志 |
| 指導課長       | 上 原 | 宏   | 宏 |
| 給食センター所長   | 星   | 昌 幸 | 幸 |
| 習志野高校事務長   | 長 沼 | 仁   | 仁 |
| 総合教育センター所長 | 米 澤 | 弘 実 | 実 |
| 社会教育課長     | 佐々木 | 博 文 | 文 |
| 生涯スポーツ課長   | 柴 野 | 文 明 | 明 |
| 青少年課長      | 佐久間 | 心 之 | 之 |
| 青少年センター所長  | 浦 野 | 哲   | 哲 |
| 菊田公民館長     | 関   | 文 雄 | 雄 |
| 大久保図書館長    | 岡 野 | 重 吾 | 吾 |
| 学校教育部主幹    | 奥 山 | 英 俊 | 俊 |
| 学校教育部主幹    | 穴 倉 | 順 子 | 子 |
| 学校教育部主幹    | 田 中 | 憲一郎 | 郎 |
| 学校教育部主幹    | 大河内 | 俊 彦 | 彦 |
| 学校教育部主幹    | 小 澤 | 由 香 | 香 |
| 学校教育部主幹    | 鶴 沢 | 慈 彦 | 彦 |
| 生涯学習部主幹    | 中 村 | 裕 美 | 美 |

## 4 議題

### 第1 前回会議録の承認

### 第2 報告事項

#### (1) 臨時代理の報告について

(習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について)

#### (2) 平成28年習志野市議会第1回定例会一般質問等について

#### (3) 習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

#### (4) 習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について

#### (5) 習志野市財務規則の一部を改正する規則について

#### (6) 学校給食センター建替事業の進捗状況について

#### (7) 平成27年度習志野市学力調査結果概要について

#### (8) 秋津小学校学校運営協議会委員の任命について

#### (9) 放課後児童会の現状について

#### (10) 谷津・谷津南小学校における児童増加対応について

### 第3 議決事項

議案第23号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱について

議案第24号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議案第25号 通学区域審議会委員の委嘱について

### 第4 協議事項

協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

## 5 会議内容

原田委員長が

平成28年習志野市教育委員会第4回定例会の開会を宣言

原田委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(1)及び報告事項(8)並びに議案第23号ないし議案第25号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

原田委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

平成28年第1回臨時会及び第3回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

**報告事項(2)平成28年習志野市議会第1回定例会一般質問等について (教育総務課)**

小野寺教育総務課長

教育委員会に関する一般質問は、18名の議員から35件があり、一般質問のほか、教育委員

会が所掌する議案が3件、教育委員会に関わる請願・陳情が2件あった。このほか、総務部の所管で、教育委員会に関わるもので、「教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて」を提案、御審議いただいた。

教育委員会に関連する一般質問についての総括として、これまで同様、学校教育の分野では、学校施設の大規模改修、教員の勤務の実態、特別支援教育、いじめ防止の取り組み、角度が違った質問では、学校施設の電力自由化への対応について質問があり、生涯学習の分野では、放課後児童会や習志野文化ホール、公共施設再生計画についてなどが、一般質問としてなされた。

本日は、清水晴一議員から質問の「電力について」、及び相原和幸議員から質問の「習志野文化ホールについて」を取り上げて、御説明をさせていただく。

電力自由化への対応については、近隣自治体におけるこれまでの実績で、東京電力株式会社以外の新しい電力販売会社、いわゆる、特定規模電気事業者との契約においても、安定した電力の供給が図られていることを確認していることから、教育委員会において、平成28年度早期に実現できるよう取り組んでいくと、答弁したものである。

この取り組みにより、特定規模電気事業者を活用するための競争入札を行うことにより、年間の電気料金の削減につながるものと捉えているところである。教育長による1回目の答弁後、答弁の中で近隣自治体において導入しているとのことであったが、具体的な場所や学校施設の年間電気料金、近隣の自治体の導入実績から見て、どの程度の削減効果が得られると想定しているのかなど、4項目にわたる再質問があった。なお、現在、新しい電力販売会社からの供給開始に向け、事務手続きを進めているところである、と概要を説明

中村生涯学習部主幹

続いて相原和幸議員から質問のあった「習志野文化ホールについて」を御説明させていただく。

習志野文化ホールは、昭和53年に開館し、37年が経過、施設の経年劣化が課題となっている。平成27年4月に市の公共施設となってからは、平成29年度からの大規模改修工事に向け、平成27年度から28年度の2年間は継続事業として工事の設計に取り組んでいること、改修工事については、モリシアの所有者と十分協議をしながら、利用者にとって安心・快適な施設を維持できるよう進めていくこと、と答弁した。

なお、現在の進捗状況については、設計業者による現地調査の結果報告を待っているところであり、具体的な工事の範囲や内容、費用額などは出ていないものである。

さらに、相原議員からは、公益財団法人習志野文化ホールの自主、自立経営に向けた取り組みについて、及び利用料金制度の導入についての質問を受けたところである、と概要を説明

原田委員長

モリシアや文化ホールは習志野市のものなのか、と質問

中村生涯学習部主幹

4階から上の文化ホールは本市、その下のモリシアは民間が所有するものである、と回答

梓澤委員

教育委員会と市議会との関係について確認させていただきたいが、学校のトイレについては教育委員会会議の中でも、できることから取り組んでいると説明を受け、議論しつつしているにも関わらず、また市議会で取り上げられるのか御説明いただきたい、と質問

小野寺教育総務課長

学校のトイレについては、子どもに直接関わることから、保護者の要望が非常に強いものである。市議会でもこれまでも答弁しているが、まずは耐震化工事を確実に終わらせるということで、建物の構造体の耐震化は平成26年度に完了した。引き続き、屋内体育館の耐震化については、平成27年度中に耐震化を完了させるという国の方針を受け、一部を除き完了したところである。次に、本市としては、学校施設の老朽化、まずは学校トイレについて、多額な費用を要することから国の補助金を活用して改修していきたいと繰り返し答弁しているが、全国的に耐震化や災害対応が優先となっているため、国の補助金が見つからないのが現状である。本市としては、保護者等の要望が非常に強いことから、何とか学校トイレの改修に取り組む努力をしているところである、回答

梓澤委員

特別支援の人材について議員から質問があったようだが、本市の特別支援の現場に何か問題があるのか、と質問

上原指導課長

教員の人事については、県の教育委員会が決めることであるが、本市教育委員としては、今年度自閉情緒学級などを開設したこともあるので、教員の増員を県に要望しているところである。

小熊学校教育部次長

特別支援のニーズが高くなっており、本県のみならず、全国的に見ても人材が不足している状況ではあるが、本市は特別支援に力を入れてきたこともあり、教員のノウハウやそれを高めるための研修等を他市に比べ先駆けて進めているところである。そのような中、本務職員を各学校に配置できるよう努めてはいるが、非常に厳しい状況である。

梓澤委員

いじめ防止基本方針を定めたころであるが、重大事態が生じた現状はあったのか、と質問

上原指導課長

自殺や生命に関わるような重大な案件は、生じていない。いじめ防止基本方針は、市で策定したが、学校においても学校いじめ防止基本方針を策定しており、随時見直しを行い、職員や保護者に周知を図っているところである。

梓澤委員

様々な事情や背景があることをしっかり理解して、議論していただきたい。取り組んでいても理解されていない部分があると思うが、本年度よりまちづくり広報監を採用したと聞いているので、広報活動を更に活発にしたら良いのではないかと発言

桜井学校教育部長

そのことについては、十分に重要であると認識して、これから取り組んでまいりたい。

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

**報告事項(3)習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令の制定について**  
(教育総務課)

小野寺教育総務課長

今回は次の3点について、改正を行ったものである。まず1点目は、実態に即した文言整理を図るため、学校教育課の課長専決事項のうち、「セカンドスクールの利用及び指導に関すること」を「セカンドスクールの利用に関すること」に改めたこと、2点目は、指導課及び総合教育センターの事務分掌を変更したため、指導課の部長専決事項に、「教育支援委員会に関すること」を加え、課長専決事項に「特別支援教育に係る就学指導及び相談に関すること」を加えること、3点目は、文言整理を図るため、指導課の部長専決事項及び課長専決事項のうち、「心身障害者教育」を「特別支援教育」に改め、総合教育センターの所長専決事項のうち、「適用指導教室」を「適応指導教室」に改めることについて、改正したものである。なお、施行期日については、平成28年4月1日であり、このことについて改正を行ったので、報告するものである、と概要を説明

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

**報告事項(4)習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について**  
(教育総務課)

小野寺教育総務課長

今回は、実態に合わせて、教育機関等に備える文書整理簿の様式を様式第1号から様式第1号の2に変更するため、改正を行ったものである。なお、施行期日については、平成28年4月1日であり、このことについて改正を行ったので、報告するものである、と概要を説明

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は了承された。

**報告事項(5)習志野市財務規則の一部を改正する規則について**  
(教育総務課)

小野寺教育総務課長

習志野市財務規則について次の4点の改正を行ったものである。まず1点目は、教育財産の目的外使用等について、水道事業、電気事業、電気通信事業等の事業のために供する教育財産については、その事業の公益性から概ね目的外使用を許可することが想定されること、また、事務の効率化を図るため、市長への協議をせずに教育委員会の権限で許可できることとするため、第232条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号(3)水道事業、電気事業その他の公益事業の用に供するための使用の許可を加えること、2点目は、平成28年4月1日から全部改正後の行政不服審査法が施行されたことに伴い、審査請求に係る提出書類等の写し等交付手数料を収納することとなるため、別表第6教育委員会の部学校教育部の款教育総務課の項、出納員の欄を改めたこと、3点目は、公民館における電話の市民利用サービスについて、平成28年3月31日をもって廃止することから、別表第6教育委員会の部公民館の項出納員の欄中第2号を削ること、4点目は、プラネタリウム館の機能を平成28年3月31日をもって廃止することから、別表第6

教育委員会の部総合教育センターの項を削ること、である。なお、施行期日については、平成28年4月1日であり、習志野市財務規則について、教育委員会に関する以上の4点について、市長事務局と協議した結果、改正がなされたので、報告するものである、と概要を説明

古本委員

公民館の公衆電話を廃止したとのことであるが、携帯電話をお持ちでない利用者が、家族等と連絡を取りたい場合はどう対応しているのか、と質問

関菊田公民館長

現在の携帯電話の普及と近隣のコンビニエンスストアに公衆電話があることから、公民館における公衆電話の設置を廃止したものであるが、緊急事態の対応については、手数料を取らずに公民館の責任において、家族に連絡を取ることで問題は生じないという判断をしたものである、と回答

古本委員

行政は市民へのサービスの提供が仕事であるので、気持ちの良い対応をしていただきたい、と発言

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は了承された。

#### 報告事項(6)学校給食センター建替事業の進捗状況について

(学校教育課)

田中学校教育部主幹

主な事業スケジュールについては、まず、本年7月に実施方針(案)などを公表し、事業者及び市民の皆様にも事業の実施を周知し、10月以降には入札説明書などの募集資料を公表し、平成29年3月までに事業者を選定する計画である。そして、平成31年4月からの給食提供開始を目指し、設計・建設期間に1年7ヶ月、開業準備期間に2か月を確保して、円滑かつ万全な体制で取り組んでいく。また、維持管理・運営期間は、平成46年3月末までの15年間を予定している。

続いて、平成27年度の実施事項について、昨年7月に教育委員会会議、並びにマネジメント・ミーティングにて、建替事業には、PFI方式が最も適していることを報告し、PFI方式を使った事業の方向性が確認されたために、事業者募集及び選定の準備を進めてきたところである。具体的には、アドバイザーに日建設計総合研究所を付けて実施方針(案)から落札者決定基準(案)までを協議、作成をし、また、事業推進に不可欠な各部署の専門見地からの助言を受けるとともに、栄養士の実務的な専門知識を集め、より良い給食センターを完成させたいと考えている。

3番目の「平成28年度以降の実施事項」については、事業者募集に必要な資料を順次公表していくとともに、特定事業の選定においては、直近の物価上昇、金利変動、社会保険制度の改定などを踏まえた、バリュー・フォー・マネー及び事業費の算定を通じて、定量的評価を行うとともに、サービス水準などの数値で測りにくい、定性的評価を行い、事業全体の費用対効果を評価して、PFI方式での実施を決定していく。事業者選定段階では、学識経験者と市職員から構成される事業者審査委員会により、提案書及びヒアリング審査を行ったうえで、事業者を選定していく。事業契約については、平成29年6月議会にて、事業契約の議決を経て、本契約の締結に至る予定である。以上、建替事業の進捗状況と事業契約に至るスケジュールの報告である。

引き続き、学校給食センター建替事業計画(案)要約について、説明していく。事業計画書は、計画策定の背景から、事業方式についてまで、6つの項目から構成されている。給食センター建替の必要性から始まり、施設整備と運営の基本方針をまとめ、財政負担や食数減少等の制約条件のなかで、現実的なハード及びソフト面の機能や性能を定めて、最終的に、設計・建設、維持管理、運営業務を、確実にかつ効率的に実施できる事業方式を選択したものである。

計画策定の背景については、学校給食衛生管理基準に適合した施設・設備の整備が急がれること、それに伴い、衛生管理に優れた設備の能力をフルに発揮できる調理・配送・配膳業務の「運営体制」を作り上げること、が建替の目的である。一方で、習志野市の場合、基本は自校方式のため、将来的には給食センターの役割が徐々に減じていく懸念があり、の施設・設備の効率的な整備及び維持管理、運営においては、事業期間中に亘るコスト縮減が求められるという条件がある。従って、事業方式は、従来の直営方式から民間活用型の事業方式までを検討しているところである。

建替の手順については、現在の敷地ではなく、新たな事業用地を求めたのは、現敷地が、建設可能な面積が少ないこともあるが、現センターが稼働している間に、新たなセンターを建設することにより、速やかに切り替えていくことで、切れ目なく給食を提供するということが大きな理由である。

事業の基本理念では、学校給食衛生管理基準に適合した施設として、ドライシステム、ゾーニング計画、HACCPの概念を取り入れた施設整備と運営を計画していること、労働環境を幅広く捉えて、職員の労働安全衛生を向上することを重視している。事業基本方針のうち、アレルギー対応食の提供では、専用調理室を設置するとともに、調理だけではなく、配送、配膳段階を含めた、確実にかつ有効な業務システムを組み立てること、環境にやさしい施設整備と運営管理では、省エネ機器の導入のほか、日常業務における近隣への配慮、また食べ残しの抑制及び資源活用を進めていく。

施設整備として、事業用地については、調理後2時間以内に児童及び園児に提供でき、交通の便がよく相応の面積を確保できる準工業地域を候補地とする。施設の概要としては、提供食数や献立数などの調理能力を定めている。対象の小学校は現在と同じだが、幼稚園については、私立化が進められている実花幼稚園とつくし幼稚園が対象から外れ、谷津幼稚園が加わる予定である。

施設形態については、鉄骨造2階の一棟建てとし、作業効率を優先して給食エリアは、1階に配置するというオーソドックスな建物を計画している。そして、事業の基本方針であるコンパクトな施設を目指して、稼働率の低い設備を最小限にとどめる考えから、専用の見学ホール、食育コーナー、そして調理実習室は設置しない予定である。ゾーニング計画では、食材の流れに基づく、作業諸室への動線が一方向になるレイアウトを取り、汚染作業と非汚染作業の区域を明確に区分する予定である。

続いて管理運営について、事業範囲の考え方については、民間委託を導入するにあり官民の役割分担の前提となる、学校給食法、学校給食衛生管理基準などに照らして、業務ごとに委託の適合性を検討していく必要がある。献立の作成は、市が直接責任をもつて実施すべき業務であり、食材調達、検収、及び衛生・安全業務には、市の意向が反映されることが条件であるため、委託の対象としない。調理業務は、単独校での調理委託の実績があること、技能職の新規採用はしないこと、そして、将来の食数減少の中で、直営では、市職員の雇用継続を保証できないことから、民間事業者任せのべき業務だと考えている。

市と民間事業者との役割分担については、市の役割は、献立作成、食材調達のほか食育・広報としますが、最も重要な役割は、給食事業全体のマネジメントを責任執行することだと考えて、

施設長を配置する。維持管理・運営期間については、本誌の提供対象校・提供食数の変動が予測され、ある程度の提供食数が見込める期間であり、事業期間つまり借入期間が長くなると銀行融資が受けにくくなり調達コストが高くなるので、固定金利の最長期間とされる15年間で、事業期間を設定したものである。

最後に、事業方式について説明したい。事業方式は、従来方式とPFI-BTO方式を比較検討した。PFI-BTO方式のポイントは、施設建設後すぐに、所有権を市に移転することであり、市の関与とマネジメントの強化、従来方式と同様の、国庫交付金、不動産取得税の非課税適用、さらには、地方債の併用も可能な点である。二つの事業方式の大きく異なる点は、発注方式、契約期間、市と事業者の責任分担、また施設整備費の資金調達方法、事業監視体制にあると考えている。評価結果に関しては、PFI事業を行うかどうかを決定するには、各事業方式の財政負担額を比較する「定量的評価」及び サービス水準や事業の安定性・継続性といった「定性的評価」を行う必要がある。「定量的評価」は、平成26年度に試算した時には、財政負担額は、PFI方式が、従来方式に比べて、一定の削減効果が出るという結果を得たが、改めて、社会経済環境の変化を織り込み、事業費及びVFMを算定する予定です。定性的評価については、6つの視点から評価するとともに、習志野市特有の事情を考慮した上で、「期間全体を通じた財政負担の削減と平準化」の両立、「設計・建設、運営管理企業の間での連携による事業の全体最適化」及び「官民の適切なリスク分担による安定した事業運営」の3つの優位性から、PFI方式で建替事業を実施するのが最適と考えたものである。

今後は、庁議、議会、PTAを含んだ学校給食運営協議会において、建替事業の説明を繰り返し、理解を深める中で、PFI方式の選定を決定していきたいと考えている、と概要を説明。

#### 貞廣委員

事業方式の定量的評価の結果として、平成26年度の試算によると、PFI方式が従来方式に比べて一定の削減効果があったが、社会経済的情勢の変化等を織り込み、再度事業費及びVFMを算出するということは、PFI方式の採用はまだ決定されていないということなのか、と質問

#### 田中学校教育部主幹

PFI方式により事業を行うことについて、決定することには至っていない。現在、再度VFMの試算を行い、平成27年度物価変動や社会保険改定を考慮して、最終的に評価していきたい、と回答

#### 貞廣委員

事業費の算定について、予算を活用し、業者に委託して行ったと思うが、同様の方法で再度算定をやり直すのか、それとも市の職員で行うのか、と質問

#### 田中学校教育部主幹

平成27年度、28年度にアドバイザーに委託しており、算定を行うが、最終的な評価は、市の職員が行う、と回答

#### 貞廣委員

新しいことを実施するときには理解を得るのが難しいものなので、再度試算するのであれば、分析結果もわかりやすい説明を心掛けていただきたい、と要望



梓澤委員

事業の必要性について、市民や議員から説明を求められていると思うが、私達教育委員も認識するためにも、市民の注目を浴びている菊田公民館や大久保公民館なども含めて、現地を視察させていただきたい。この教育委員会会議を菊田公民館などで開催することも一つの案であると考え、と要望

小野寺教育総務課長

教育委員会会議の開催場所については、準備の都合や市民にホームページ等でお知らせしていることもあるので、慎重に検討しなければならないと思うが、学校施設、総合教育センター及び給食センターの視察、あるいは給食の試食等も含めて、そのような機会を設けてまいりたい、と回答

古本委員

定量的評価をするということは、最終的な効果額等の金額を報告していただけるのか、と質問

田中学校教育部主幹

従来方式での市の負担額を算出し、PFI方式と比較して報告する、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(6)は了承された。

#### 報告事項(7)平成27年度習志野市学力調査結果概要について (総合教育センター)

米澤総合教育センター所長

平成28年2月4日に市内の小学校4年生及び中学校2年生を対象として実施した、平成27年度習志野市学力調査結果の概要である。この習志野市学力調査は、児童生徒の学力の状況を客観的に把握し、それに合わせた指導方法の工夫改善を図るための資料とするために行っている。受験者数は、小学校4年生が1,418名 中学校2年生が、国語と英語が1,357名 数学が1,358名である。中学生の数学の受験者が多いのは、体調不良により、他の教科は受験しなかったためである。実施学年・教科別の平均正答率については、全体の傾向から見ると、どの学年教科においても、習志野市は全国の平均正答率を上回っている。各教科成果としては、特にこれまで小学校国語の課題であった「読み取った内容や話し合ったことから自分の考えをまとめること」が改善されてきている。一方、課題としては、小中学生とも、漢字の書き取りや算数数学の図形領域の処理、中学校英語の長文読解における無回答率の高さなどがあげられる。

総合教育センターにおいては、従来行われてきたこれらの分析のほか、第3回定例会で御指摘をいただいた点をもとに、現在新たな分析と対策を進めているところであり、途中経過について御説明させていただく。第1には、成績の下位層の状況の把握と対策の実施である。正答率の度数分布をみると、回答率90%前後に最大値がある教科もあるが、70%未満に相当数が分布している教科もある。今後は、これらの層のつまずきの状況を詳しく分析して、その改善を図るように、学習指導改善委員会で研究に努め、その成果を各学校に周知し、学力の向上に努めてまいりたいと考えている。第2には、家庭学習の充実を図る方策についてである。全国学力学習状況調査の結果から、家庭学習の状況と正答率の関連を調べたところ、家庭学習の習慣がある児童・生徒と、ない児童・生徒とでは、平均正答率に大きな差があることが明らかになった。そこで、家庭学習の

習慣づけや効果的な実施方法などを、総合教育センター研究会において、学校現場の教員と研究し、各学校へ提言していくよう計画を進めている。

今後も学校現場との連携を図り、本市児童・生徒の学力向上を目指した取り組みを進めていきたいと考えている、と概要を説明

古本委員

結果概要から見える成果と課題については、もっと深く研究したほうが良いのではないかと。問題の正答率による評価では、年度によって、問題の難しさに左右されてしまうのではないかと意見

米澤総合教育センター所長

毎年同一問題で実施しているので、状況は同じであると判断している。全国平均との比較により、今後も分析したいと考えている、と回答

古本委員

毎年同じ問題で実施していることの説明がなく、分かりにくいので、詳しく説明してもらいたい、と発言

米澤総合教育センター所長

分析内容については、今後検討してまいりたい、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(7)は了承された。

## 報告事項(9)放課後児童会の現状について

(青少年課)

佐久間青少年課長

本年度、放課後児童会は、市内16小学校内に22の児童会を以って運営をしいる。現在、支援員50名、補助職員30名であり、昨年度末と比較すると支援員3名減となっている。

児童の入会状況については、下学年999名、上学年124名、計1,123名の申込みに対し、下学年983名、上学年66名、計1,049名が入会した。しかしながら、上学年54名が入会不承諾、いわゆる待機児童となってしまった。理由としては、支援員の不足により6児童会で32名が、教室の不足により3児童会で22名が入会不承諾となっている。

現状に対する今後の取組としては、支援員の確保については、本年度より賃金を284円引上げ、1,324円としたことから、広報紙、ホームページ、新聞折込、ハローワーク、市内各種団体や町会等、広範囲にわたりチラシを配布し、募集周知を図り、雇用拡大に努めてまいりたい。しかしながら、賃金の引上げによる雇用拡大を期待する一方、支援員自体の担い手が不足していることから、今後の運営を見据え、平成29年度より民間委託の導入に向け検討を行う。また、放課後児童会教室の整備については、本年度、実花児童会の増室を7月中旬までに行う予定であり、向山児童会、谷津南児童会については、余裕教室等の活用について、学校と協議を進め、教室の確保に努めてまいりたい、と概要を説明

原田委員長

基本的には、学童への入会を希望した場合は、全員入会できるという認識でいいのか、と質問

佐久間青少年課長

1年生から3年生については、全入制を確保できたが、4年生から6年生については、支援員や教室の不足から、審査の結果、入れない児童が生じている状況である。

原田委員長

入会の審査はどのように行っているのか、と質問

佐久間青少年課長

入会要領を定め、それぞれの家庭の事情を踏まえ、審査項目に基づいて、優先順位を付けて審査を行っている。

原田委員長

支援員の資格要件はあるのか。

佐久間青少年課長

資格要件については、平成27年4月の法改正に伴い明確になり、保育士や社会福祉士の資格を有する者、幼稚園などの教員免許を持っている者、または、放課後児童健全育成事業に2年間従事した者と定められている、と回答

原田委員長

資格要件の基準が厳しいと思うので、例えば、退職教員がお手伝いをするということなどはできないのか、条件をクリアしないといけないのか、と質問

佐久間青少年課長

実際に退職された教員の方が従事しているが、児童会自体の運営が子ども達との遊びが中心であり、異年齢との集団の中での生活の勉強を兼ねていることから、体力的なところも危惧されている、と回答

原田委員長

介護職員も給料を上げててもなかなか集まらない状況であり、時給単価を多少上げてても、こちらから側から積極的に支援員の確保に努めていかないと、この支援員不足は解消されないので、人材確保に努めてもらいたい、と発言

貞廣委員

自分の子どもは、小学校4年生から入会できなかったため、一週間習い事で埋めたという経験があるが、入会不承諾になった54名の児童の状況は把握をしているのか。また、再確認したいが、習志野市の放課後児童会は、文部科学省の放課後子ども教室と厚生労働省の放課後児童健全育成事業が統合されたものだと思うが、ここに学校支援地域本部とどう絡んでくるのか。保護者は、小学4年生が学童に入会できず帰ってきてしまうと非常に困ると思うので、どうにもならない場合は支援本部に抱えてもらうことはできないのか、と質問

佐久間青少年課長

不承諾となった児童の現状の調査自体はまだしていないが、54名中53名は待機するとのことであった。

放課後子ども教室については、実花公民館の中で年2回事業の検証を行った経緯はあるが、児童会と同様教室などの場所の確保も必要になることから、まずは、待機児童の対応を最優先にし、子ども教室については、これから検討協議してまいりたいと考えている、と回答

#### 貞廣委員

理想的には児童会であると思うが、地域によってはカクテル療法の方が受け皿になるということもある。全市的に統一されたルールも大事だが、緊急事態としては、別の手段についても子どものためにも検討していただきたい、と発言

#### 古本委員

昨年度から非常に苦勞されていることは理解しているが、支援員の賃金を上げて近隣市との競争になるだけであると思う。そのような中で、支援員の需要は高まっている一方、なり手は減っているため、貞廣委員の発言のとおり緊急事態の手立てを検討するとともに、支援員を育成する支援をしていかないと非常に厳しい状況であると思う。子どもを安心して任せて働けるということは、市の発展につながっていくと思うので、様々なことを視野に入れて是非検討してほしい、と発言

#### 原田委員長

54名の待機児童をつくってはいけない。元気な人も多いので、一つの方法として60歳以上の積極的な活用も考えてほしい、と発言

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(9)は了承された。

### 報告事項(10)谷津・谷津南小学校における児童増加対応について（教育総務課）

#### 小野寺教育総務課長

まず、谷津小学校の近隣グラウンド活用について、報告させていただく。

以前にも、御説明差し上げているが、一時校舎の概要については、重量鉄骨造3階建て、延床面積は約2,600㎡、普通教室14室、図書室、音楽室、理科室、保健室を整備する。一時校舎設置の事業スケジュールとしては、5月連休明けから、既存物の撤去・移設、仮囲いを設置し、工事が始まる。校舎の完成は平成29年の2月、引き渡しを受け、備品の搬入、引っ越しを行い、4月から供用を開始する。工事車両等は、西側の門からの出入りを基本とするが、大型の車両、資材の搬入を行う場合は、南側の門を使用することもある。現在、児童の登下校に西側の門も使用しているが、5月9日からは使用せず、東側の門からの通学となる。

一時校舎の建設が始まり、グラウンドの利用が制限されるため、この4月から、近隣に整備された谷津奏の杜公園内の多目的広場を活用した学校運営を行っているところである。公園の活用にあたっては、谷津小学校の学校運営の時間帯のみ、ボールの使用ができる。また、学校から公園までの移動、公園内での来園者・児童の安全対策として、警備員2名を配置している。谷津小学校のグラウンドの代替として活用する多目的広場には、ボールの使用、学校利用の明確な表示のため、高さ1mの防球ネットを設置している状況である。防球ネットは、月曜日の朝設置し、金

曜日の学校利用終了後、撤去している。学校利用の時間帯以外は、公園としての利用ができるよう、ネットは互い違いに設置している。公園を、学校グラウンドの代替として活用することには、様々な課題があるが、一つ一つの課題を検証し、子どもたちの学校生活と地域住民の生活の両面から、適切な対応を検討してまいりたいと考えている。

次に、谷津南小学校におけるバス通学について御説明させていただく。奏の杜の3つの街区が、谷津南小学校にバス通学を行う街区となっている。登校の時間帯は、奏の杜三丁目バス停から、谷津干潟バス停まで乗車することになっており、7時26分発のバスに乗る児童が一番多くなっている。

下校時間帯は、谷津南小学校バス停から、奏の杜フォルテバス停までの乗車となり、谷津南小学校バス停が、通用門脇にあるため、学校敷地内で待機し、バスの発車時刻に合わせて、通用門よりバス停に移動し乗車する。

平成28年4月11日現在で、定期券、「谷津南小学校通学パス」の発券数は60枚、谷津南小学校にバス通学している児童数は62名となっており、この2名の差は、区域外就学児童2名がバス通学を行っているため生じているものである。11月下旬には、新たに大型集合住宅の入居が始まることから、今年度末では、バス通学を行う児童を100名程度と見込んでいる。

バス通学のあり方については、逐次、状況を確認、検証し、より良いバス通学となるよう努めてまいりたい、と概要を説明。

#### 貞廣委員

このことについては、未知の社会実験のようなものなので、きっちりと決めてしまうのではなく、むしろやりながら最良の策の手立てを打てるような柔軟な対応で、子ども達に安全で健やかな教育活動を保障できるよう配慮していただきたい。

多目的広場の利用に関して、保護者から様々な質問や意見をいただいていると説明があった。それらの課題に教育委員会事務局が対応していくと同時に、我々委員もその課題にどう対応できているのか、一緒に検証していきたい。そのため、代表的な意見を聞かせてほしい、と質問

#### 小野寺教育総務課長

主なものをいくつか御説明させていただく。運動会の開催場所については、第一中学校を活用して支えてまいりたいと回答している。防球ネットの高さが子どものボール遊びにおいては低いのではないかと、また、互い違いのネットでは不審者対応について万全を期していないのではないかと、という御意見に対しては、公園担当課とともに十分協議して編み出した策であるが、これが最終形ではなく御意見等を踏まえ検討を重ねていきたい。全てが納得いただける対応を取れるとは限らないが、できるものについてはしっかり対応し、できないものはできない理由についてしっかりと説明責任を果たしてまいりたい。その際には、この場で御説明、御協議させていただくので、知恵を拝借いただきたい、と回答

#### 古本委員

近隣の公園の活用については、近隣住民にしっかりと説明したとのことであるが、工事についても周知徹底されているのか、と質問

#### 小野寺教育総務課長

一時校舎の設置について、法に則った近隣住民への説明を行っている。

古本委員

始めのボタンのかけ違いから、トラブルに繋がることもあるので、早めに丁寧な説明を心がけて  
いってほしい、と発言

小野寺教育総務課長

公園の活用については、当初はなかなか近隣住民の方に御納得いただけなかったが、子ども  
達のためにと御理解をいただけてきている状況もあるので、古本委員がおっしゃったとおり、しっ  
かりとアナウンスすることで信頼を勝ち取っていききたい、と回答

原田委員長

7時20分前後の時間帯のバスに乗車する児童が一番多いとのことだが、今後児童が増えてい  
くとバス1台に乗車できるのか。教育委員会からバス事業者へ、バスの増便など交渉することを考  
えているのか、と質問

小野寺教育総務課長

6時52分から7分おきにバスが走っており、バスの本数はある。保護者の都合から考えると、バ  
スの時間帯に制限をかけることは難しいと思うが、乗車時間の割り振りをお願いしていくことも、考  
えていく必要がある。臨時便の運行については、現在バス事業者と協議をしているところである、  
と回答

原田委員長

児童が集中すると事故などにも繋がることもあるので、しっかりと協議してほしい、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(10)は了承された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成28年5月25日(水)  
午後1時30分に決定された。

<報告事項(1)及び報告事項(8)並びに議案第23号ないし議案第25号については非公開>

**報告事項(8) 秋津小学校学校運営協議会委員の任命について**

**(指導課)**

上原指導課長

秋津小学校学校運営協議会委員の任命について、概要を説明

報告事項(8)は了承された。

**議案第23号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱について**

**(社会教育課)**

佐々木社会教育課長

習志野市史編さん委員会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第23号は原案どおり可決された。

**議案第24号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について**

**(生涯スポーツ課)**

柴野生涯スポーツ課長

習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第24号は原案どおり可決された。

**議案第25号 通学区域審議会委員の委嘱について**

**(学校教育課)**

高橋学校教育課長

通学区域審議会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第25号は案どおり可決された。

**報告事項(1)臨時代理の報告について**

**(習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について)**

**(教育総務課)**

小熊学校教育部次長

習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について臨時代理したことについて、概要を説明

報告事項(1)は了承された。

原田委員長が

平成28年習志野市教育委員会第4回定例会の閉会を宣言